



子たちに力を

明るく 豊かな 社会の実現に寄与する



認定NPO法人

教育活動総合サポートセンター

サポートセンター設立の趣旨

学校に行きたくても行けずに悩んでいる子ども、学習についていけない子どもたちに、学ぶ場・憩いの場を提供することを目的に、川崎市の公立学校を退職した教職員が、明るく豊かな社会の実現に寄与することを願って平成16年に設立しました。



こどもサポート宮ノ下



こどもサポート旭町



こどもサポート南野川



学習したくても、
何をどうしたらよいか
分からない子
学校に行きたくても
行けない子

あたたかく
支援します

1

教育・福祉に係る相談支援に関する事業

- 不登校児童生徒・特別な支援を必要とする児童生徒等や保護者の相談
- 支援を必要とする子の保護者の会
- ふれあい体験活動



2

適応指導に関する事業

- 不登校、学習不振に悩む児童生徒及び保護者への相談、学習支援、居場所づくり
〔「こどもサポート旭町」
「こどもサポート南野川」
「こどもサポート宮ノ下」〕



3

学習支援に関する事業

- 不登校や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習支援
- 外国につながる児童生徒への日本語及び学習の支援
〔「日本語支援・東小倉」〕
- 生活困窮世帯等の児童生徒への学習支援・居場所づくり
- 地域の寺子屋
- サイエンスキッズ、キッズセミナー、出前科学教室



4

特別支援教育に関する事業

(中原区保護者ミーティング)

- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の保護者への支援



運営 の方針

「子たちに力を」

子どもたちや保護者の問題に限らず教育全般にかかわって、学校・家庭・地域及び教育・福祉等関係機関との連携を深め、「青少年健全育成」のために多面的で継続的、そして柔軟な支援活動を進めます。このことにより、子どもたちが明るく・楽しく・生き生きと活動し、生きる力を身につけられることを全所員で願っています。



「明るく・楽しく・元気よく・生き生きとした」活動を願って



5 体験活動等に関する事業

- 麻生のびのびファーム



6 研究研修等に関する事業

- 自主研究：研究テーマ「不登校の子どもに寄り添った多様な支援」
- 川崎市教育会館の運営管理、教職員からの相談
- 不登校についてのパネルディスカッション



7

青少年の健全育成を図るための環境整備に関する事業

- 臨時的任用教員研修等指導員配置事業
- 学校サポーター配置事業
- 子ども文化センター営繕事業



8

講演会等の企画運営に関する事業

- 市民等対象の文化講演会の開催



9

文化・スポーツ活動の推進に関する事業

- 大山街道ふるさと館共同運営事業



沿革

平成16年4月1日	教育活動総合サポートセンター設立
平成16年7月23日	県知事よりNPO法人としての認証
平成16年8月2日	NPO法人としての活動開始
平成17年5月20日	文部科学省委託研究事業開始 (平成17年度～平成22年度まで) (平成24年度～平成27年度まで)
平成23年4月1日	川崎市から児童の福祉の増進に関わる団体として認定される。
平成27年7月1日	川崎市90周年記念功労賞受賞
平成27年12月18日	川崎市長より認定特定非営利活動法人として認定される。 (～令和2年12月17日)
令和2年12月18日	再度 認定される



寄付金のご協力とご支援のお願い

当教育活動総合サポートセンターでは、不登校やいじめ、家庭の事情や発達上の課題を背景として悩んでいる子どもたちを支援する活動を中心に、様々な事業を行っています。

これらの事業は、ご支援くださる皆様からの寄付金や賛助金などによって成り立っております。様々な事情で悩んでいる子どもたちが、これからの人生に大きな希望が抱けるように、是非とも皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

寄付金の申込みについて

- 個人寄付金
一口 5,000円【複数口可】
- ◎ 団体(含む法人・PTA) 寄付金
一口 10,000円【複数口可】
- ◆ 認定NPO法人に対する寄付金については、税法上の優遇措置が受けられます。
※詳しくは、当サポートセンターのホームページをご覧ください。



認定特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター

☎213-0033 川崎市高津区下作延5-11-8
TEL : 044-877-0553 FAX : 044-877-0980
E-mail : support0731@luck.ocn.ne.jp
URL : <http://www.kks-support.sakura.ne.jp/>



サポートセンター情報

- ◆ ホームページで情報を発信(上のQRコードですぐに接続)
- ◆ 「波紋」年1回(5月)……年度方針、事業計画や活動報告等を紹介しています。
- ◆ 「写真版波紋」毎月発行…所員や保護者等に行事予定や活動情報を提供しています。